

令和 8 年東郷町教育委員会 3 月定例会	
日時	令和 8 年 3 月 2 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 2 時 3 6 分 閉会
場所	東郷町役場 2 階第 4 会議室
出席委員	教 育 長 鵜飼 洋一 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚 委 員 高坂 智子
欠席委員	—
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 加藤 丈晴 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 給食センター所長 山本 康広 総 合 調 整 監 樋口 美紀
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	鵜飼教育長 加藤職務代理
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
協議事項	教育長職務代理者の指名について
報告事項	(1) 3 月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
議題	議案第10号 後援名義の使用許可について（学校教育課） 議案第11号 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する規則の一部改正について（学校教育課） 議案第12号 東郷町学校運営協議会規則の一部改正について（学校教育課） 議案第13号 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の 任用等に関する規則の一部改正について（学校教育課） 議案第14号 東郷町義務教育修了等に伴う新生活応援手当支給事務実施要 綱の制定について（学校教育課） 議案第15号 教育委員会表彰について（学校教育課） 議案第16号 東郷町文化財保護委員の委嘱について（生涯学習課） 議案第17号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について（生涯学習課） 議案第18号 東郷町社会教育委員の委嘱について（生涯学習課） 議案第19号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について（生涯学習課）
傍聴者	—

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 3 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくしと加藤委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことですので、3 月定例会の会議録署名委員は、わたくしと加藤委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	6 日（金）中学校卒業式がおこなわれました。大変すばらしい雰囲気が、出席いただいた方の間で話題になりました。その場だけを取り繕えるはずもなく、各学校の先生方の 3 年間の蓄積があればこそその雰囲気であると思っています。高評価を先生方にお伝えいただくようお願いしました。 校長会では 5 点について話をしました。 1 2 月末に教育長面談を行いました。様々なお話をさせていただき、大変有意義な時間であったと感じております。今後とも各校長先生との対話と相互理解を大切にしていきたいと思っています。 「出校日」「離任式」については、校長会での合意のとおり実施しないこととなりました。「出校日」は設定しませんが、夏休み中の生活のリズムの乱れや、2 学期からの登校について心配な点も多々ありますので、この辺りは各学校で十分ご配慮いただくようお願いしました。「離任式」については、会の持ち方等各学校で工夫することとします。感謝や敬意を学ぶ場でもあると思いますので、児童生徒にとって価値ある会とするようお願いしました。 2 令和 8 年度施政方針 2 月終わりから令和 8 年度第 1 回東郷町議会定例会において令和 8 年度の施政方針が示されました。1906 年 5 月 10 日に、諸「和」村と春木村が合併し東郷村が誕生してから 120 年となる令和 8 年度を「とうごう歴史 YEAR」と銘打っていきます。 施策方針に盛り込まれた教育関係の件について伝えました。 (1) 「放課後子ども教室」の運営方式を民間委託へ変更します。 (2) 3 中学校で校内教育支援センターを本格実施します。小学校での設置についての検討を始めます。 (3) 工事関係は、小学校の体育館空調設置工事と春木台小学校南校舎の長寿命化工事を行います。 (4) 2 学期からはいよいよ中学校部活動の地域展開を始めます。 (5) 「とうごう歴史 YEAR」関連事業として ・ 名古屋城に献木された「諸輪の松」の里帰りプロジェクトを行います。

	・ 東郷町の民話全 6 話のうち、未完成となっている 3 話の絵本化を進め、6 話シリーズとして刊行します。 ・ 令和 8 年度は「東郷音頭」誕生 50 周年の年でもあり、郷土の文化を一層盛り上げる取り組みをしていきます。 3 2 月 1 9 日（木）春木台小学校で、「東郷音頭・和太鼓体験教室」が開催されました。コミュニティースクールと学校との関係性の中で、大変すばらしい会になりました。今後のコミュニティースクールの方向性や、地域を愛する子どもたちを育むという視点から、是非とも参考にさせていただきよう願いました。 4 愛知教育大学で教職大学院の中間発表会があり、春木中学校の浅野知里先生が発表をされました。 本町を所在地とする大学がないこともあって、今年度から町の様々な部署において愛知教育大学との連携を始めています。先日も町長に学長を訪問していただき、これからの連携の在り方について確認をさせていただきました。その一環として愛知教育大学より教職大学院の院生(学部からの院生)実習の受け入れの依頼がありました。教職大学院は 2 年過程で、1 年目の研究を 2 年目の春か秋に学校現場で実践することとなります。東郷町での実習を恐らく 2 名、2 年目の院生実習を東郷町として積極的に受け入れ、研究活動を各学校の活性化につなげていきたいと考えています。各学校での協力をお願いしました。 5 5 日（金）の愛日事務協において、令和 8・9 年度の研究委嘱校として諸輪中学校が承認されました。これから 2 年間の研究期間に入ることとなりますが、教育委員会、町校長会ともに、「全力応援」をしていきます。我々の英知を結集して意義ある研究発表会にしていきたいと思っています。
教育長	以上で 教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
委員	愛知教育大学との連携ですが、大学院ということで学位をとるためにお越しになるということですか。
教育長	愛教大だけではなく、他大学の大学院 2 年が大学院卒の専修免許、教員免許よりもグレードがアップしたものになりますが、専修免許を取るためにお越しになります。小学校教諭の 1 級専修免許を取ることになります。愛教大だと 1 級専修免許を取ることができますが、グレードアップの免許になりますので学位の代わりになります。特に給与面でということはありませんが、大学院を出たという証明になるものです。
委員	他の研究との兼ね合いがあると思いますが、どこかで研究された内容を発表していただくとかあるといいですね。
教育長	教科研究や子どもに関する研究を学校経営、職員のコミュニケーションに関するものとか、色んな方面から研究しますので、修士論文をを町内の学校でやっていただくということは、学校にとっても役に立つものです。積極的に受け入れる。

委員	どこで研究をするかということを学生は選ぶことができますか。
教育長	学生は選ぶことができます。東郷町で希望してくれないとできませんので、積極的に受け入れますという風に大学には言っています。大学側も喜んでいて、既に2名を予定しているという状況です。
委員	教育の活性化というか、レベルが上がるというか、わかりました。ぜひ積極的にやっていただきたいですね。
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、教育長職務代理者の指名についてです。 事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第13条第2項で、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされています。現在加藤委員に教育長職務代理者にお務めいただいておりますが、前回教育長がお休みの時に職務代理者として書面で指名するという形で会議を進行していただいて、了解いただいた形になろうかと思えます。任期としての定めというものはなかったかと思いますが、年度の区切りということで、改めて職務代理者を、教育長が指名させていただきたいと思えますのでよろしくをお願いします。
教育長	事務局の説明のとおり教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっています。 早速ですが、教育長職務代理者として、加藤委員を指名いたします。 加藤委員、いかがでしょうか。
委員	ただいまご指名いただきましたので、お受けしたいと思えます。 ですが、私は非常勤の身分ですので、教育長に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能です。 私が行う職務代理者としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思えます。
教育長	具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。 具体的な事務の執行については部長に委任します。 併せて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規約第8条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。 教育長職務代理者に協議会委員をお願いしたく存じますが、ご異議ございませんか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことですので、加藤委員よろしくをお願いします。 これで、教育長職務代理者の指名を終わります。 次に、日程第5、報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

参事	(1) 3月の校長会について 中学校は3月6日（金）に、小学校は3月19日（木）に、卒業式を行いました。教育委員の皆様にも、お忙しい中、卒業式にご参加をいただきまして、大変、感謝をしています。 式では、在校生から感謝の気持ちのこもった「送辞」が、卒業生からは、小中学校での思い出や、保護者や教職員へ感謝の言葉がつづられた、心温まる「答辞」が読み上げられました。卒業生による合唱もあり、どの学校も心温まる卒業式となりました。卒業生には、小中学校で学んだことを生かして、これからの人生も力強く歩んでほしいと思います。 (2) 2月の教職員の在校時間につきましては、100時間を超えた職員は小学校も中学校も0名でした。80時間を超えた職員は、小学校で0名、中学校で2名でした。今後も学校業務を見直し、人員の配置等、教員の働き方改革の推進をしっかりと進めていきたいと思います。 (3) 令和7年度の一年間は、3月24日（火）の修了式をもって、一区切りでした。令和8年度の入学式は、小学校が4月8日（水）、中学校が4月9日（木）となっています。各学校においては、本年度の成果と課題を、来年度の教育活動によりよい形で生かせるように、今週、来週にかけて、来年度の準備をしっかりとしていきます。 3月の報告は、以上です。
学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について 「第4 報告事項（2）後援名義の使用許可について」説明します。 資料は1ページになります。 令和8年2月12日から同年3月19日までに、後援名義使用の申請があり、専決処分した案件は、3件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。 説明は以上です。
学校教育課長	(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料は62ページになります。 令和8年2月14日から同年3月23日までに申請があり、認定した件数は238件です。 なお、今回の異動の2件は、新たに申請があり認定した者です。 説明は、以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	後援名義ですが、番号17番の学童野球大会についてお聞きしたいのですが、年々参加チームが増えてきているという記載がありますが、東郷町のチームは何チーム出場されていますか。
学校教育課長	今年度は2チーム参加いただいているかと思います。

委員	去年も出たと思うのですが、暑さ対策のことがあったかと思います。今年も暑さ対策が取られているか聞けるチャンスがあったら聞いていただきたい。 あと、中日本レガッタの48ページからですが、誤記かと思いますが、入場料が無料との記載ですが、参加費が発生しているので、無料ではないのかなと。
学校教育課長	レースについては参加料が発生しているので、そういう意味では有料といえるかもしれませんが、観客からだと無料という意味が書かれているという趣旨かと思います。
委員	この書式のテンプレートに合わせて記載をするとこのようになるということだけど、出艇料としては有料ということなのだと思います。
委員	東邦の野球は有料になっていますね。誰に対して無料としているのかという所だと思います。
委員	もしあれだったら、書式を変えるのか注意書きを加えるのかした方がいいのかもしれないですね。書く人が迷わないように。
学校教育課長	わかりました。
委員	レガッタの定款を見させていただくと、定款が古いのか申請者の名前が異なっている。名前が変わったのですか。
委員	これを見てしまうと、書類を改訂するだとかがちゃんとできていないように感じる。定款は公に提出するものだと思うので、それが誤っているとなると、子ども達が出るものだと思うと、協会内部のガバナンスが疑わしいものと感じてしまう。どうされますか。
部長	定款の差し替えをお願いします。県のホームページ上の定款は修正されています。元の定款は変わっていますが、付けていただいた書類が古いものだった。前の書類を使いまわしているのかなと思います。QRコードから読み取れる定款では、令和7年5月から新しい定款になっています。
委員	結局そのようなことだと思う。使いまわすとか。認証の継続だというと、最新版管理というものがあるのですが、それができていないという風になります。ですから、スポーツの団体なので、ビジネスではないですが、組織の運営やガバナンスという点でちょっとどうかな、と心配が少しあります。
委員	毎年届出があろうかと思います。修正していただくしかないと思います。
教育長	おっしゃることはごもっともですので、差し替えるか、向こうの判断とはなりますが、以後このようなことがないように厳重注意いただくということできがでしょうか。
委員	教育委員会としては誤りが見つかった以上、差し替えて厳重注意するという対応で対応いただきたいと思います。
教育部長	事務局のチェックミスも多分にあるので、総務担当に伝えますが、これからは気を付けて受付をするようにします。

委員	なぜ私がこのようなことを言うかという、後援はいただいているし、今後 も出されるとは思いますが、開催場所が東郷町の池ですよね。他の市が乗っか って後援ということになると思うのですが、ボートの会場自体が、会場を貸す のが東郷町の管轄ですから、主体性があるのは東郷町であり、東郷町の教育委 員会かなと思いますので、きちんとやっておきたいと思います。
教育部長	承知しました。
教育長	質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第6、議題に入ります。 議案10号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第10号について説明します。 資料63ページをお開きください。 議案第10号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与 すると認められるため、使用を許可するものとするものでございます。 1 主催者は、株式会社中広（ちゅうこう） 2 事業名は、中学校のお仕事読本「お仕事ブック」制作・発行事業 3 実施日は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで 4 会場は、愛知県内の公立中学校 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるか らです。 64ページをお開きください。 申請者の申請に基づき説明を行います。 事業の内容・目的は、中学校1年生を対象としたキャリア教育をサポートす る副読本の発行、活用の推進です。 参加対象者は愛知県内公立中学校1年生、参加予定人数は約65,000人です。 説明は、以上です。 なお、この議案について事務局で審査したところ、令和3年11月、令和5年 2月、令和5年11月、令和6年5月、令和6年10月、令和7年5月の定例会で、 許可しないこととした申請と申請者・申請内容がおおむね同一であることを申 し添えます。説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第10号について審議をお願いします。
学校教育課 長	前回は許可しないという議決でございました。39ページの市町が承認したと いうことでした。それを見てどのようにご判断されるかという所かと思いま す。どういう意図かなとは感じます。
委員	ずっと内容的に協賛企業の広告のようなものだから、別にこっちに利するこ とはないということで、キャリア教育はほかでちゃんとやっているということ でしたので、私は今回も承認する必要はないと思っています。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第10号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

委員	挙手なし
教育長	挙手ありませんので、議案第10号については、許可しないということで決めます。 次に、議案11号 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第11号について説明します。 資料91ページをお開きください。 議案第11号 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正について 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、「別室登校指導員」の名称を「校内教育支援センター指導員」に変更する必要があるからである。 資料94ページの議案の概要をお開きください。 1 改正理由は、校内教育支援センター設置に伴い、指導員の名称を改める必要があるからで 2 改正内容は、「別室登校指導員」の名称を「校内教育支援センター指導員」に改めることとでございます。 3 施行期日は、令和8年4月1日から施行することです。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第11号について審議をお願いします。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第11号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第11号については、原案のとおり可決します。 次に、議案12号 東郷町学校運営協議会規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第12号について説明させていただきます。 資料95ページをお開きください。 議案第12号 東郷町学校運営協議会規則の一部改正について 東郷町学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、学校運営協議会の承認が必要な学校運営に関する基本的な方針を追加する必要があるからである。 資料98ページの議案の概要をお開きください。 1 改正理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、学校運営協議会を置く対象学校の校長は、教育課程の編成のほか教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関するについて学校運営協議会の承認を得る必要があるからでございます。

	2 改正内容は、学校運営協議会を置く学校の校長が基本的な方針として学校運営協議会の承認を得る事項に、業務量管理・健康確保措置の実施に関するものを加えることとございます。 3 施行期日は、令和8年4月1日から施行することです。 説明は、以上です。
教育長	法の改正に従って、付け加えるということとございます。説明が終わりましたので、議案第12号について審議をお願いします。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第12号については、原案のとおり可決します。 次に、議案13号 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第13号について説明させていただきます。 資料99ページをお開きください。 議案第13号 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部改正について 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。 この案を提出するのは、町職員の地域手当の引上げに伴い、義務教育等教員特別手当の額を調整する必要があるからである。 111ページの議案の概要を御覧ください。 1 改正理由は、町職員の地域手当の支給率の引上げに伴い、任期付町費負担教員の義務教育等教員特別手当の額を近隣市の地域手当を含めた給与の状況を踏まえ調整する必要があるからでございます。 2 改正内容は、義務教育等教員特別手当の額を見直すことです。 3 施行期日は、令和8年4月1日から施行することです。 この4月から町職員の地域手当という手当、給与にける手当になりますが、これまでの7%から8%に変わることになります。国の上限が8%になるのを抑えていたところと上限まで引き上げられます。町の教員も同一となりますので、自然に上がることになります。 教員は義務教育特別手当という近隣市の地域手当が東郷町よりも高いことから、同じ教員という仕事でも他市町の方が給与が高くなってしまいますので、その差を埋めるものとして、手当を給付するということで、元の形に縮まるものです。他の市町は上限で支給しているので把握している限りでは変わらないのですが、差が縮まるので、手当もやや減額して近隣よりは下回らないような形で行いますが、過大に支給するという所までは行わないため、今回のような額の見直しを行ったものです。説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、町職員の手当の引き上げに伴った調整ということ、議案第13号について審議をお願いします。

教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第13号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第13号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第14号 東郷町義務教育修了等に伴う新生活応援手当支給事務実施要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第14号について説明させていただきます。 資料112ページをお開きください。 議案第14号 東郷町義務教育修了等に伴う新生活応援手当支給事務実施要綱の制定について 東郷町義務教育修了等に伴う新生活応援手当支給事務実施要綱を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、東郷町義務教育修了等に伴う新生活応援手当を支給するため必要があるからである。 122ページの議案の概要をお開きください。 1 制定理由は、物価高騰による負担増を踏まえ、義務教育修了等に伴う高校入学又は就職に係る新生活準備に要する費用を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して東郷町義務教育修了等に伴う新生活応援手当を支給する事業を実施し、必要な事項を定める必要があるからでございます。 2 改正内容は、 (1) 支給対象者及び支給対象生徒の要件を定めること。 (2) 支給対象生徒1人につき1万円を支給すること。 (3) 申請不要による支給を原則とし、受給拒否及び口座変更等の届出方法を定めること。 (4) 申請による支給の方法、申請期限及び支給時期を定めること。 (5) 不支給、返還、受給権の譲渡禁止等の取扱いを定めること。 3 施行期日等は、告示の日から施行し、令和9年3月31日に効力を失うこととでございます。この事業は国の物価高騰対策交付金を活用して来年度に限り実施するものでございます。説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第14号について審議をお願いします。
委員	質問ですが、一人一万円というのは近隣市町の中で、妥当な金額と考えてよろしいですか。
学校教育課長	妥当かどうかは難しいところではありますが、一万円とした基準としては、多くの方は高校入学されるということ。私立高校だと、20万円程度入学金がかかると県の調査で示されています。食料品だとかではないので、そこまでの上昇はないにせよ5%位上がるのかなと思うと、1万円くらいという考え方です。それが妥当かどうかというところは難しいですが。物価高騰とは関係なく、同様の取組を行っていた長久手市さんだと、新入学ということで、公立私立間

(外部公開用)

	わず1万円を給付するという事業を行っていましたので、参考としてお伝えします。
委員	わかりました。ありがとうございました。
教育長	公立私立、就職いろいろありますけれども、新生活応援ということで幅広くということです。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第14号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第14号については、原案のとおり可決します。 ここでお諮りします。次の議案第15号から議案第19号までは、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項但し書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第15号から議案第19号までは非公開とします。
	【内容非公開】 ※議案第15号から第19号までは全員の賛成で原案のとおり承認されました。
教育長	つづきまして日程第6 各課からの連絡となります。 連絡事項のある課は、挙手をお願いします。
生涯学習課長	先ほどの議案の東邦高校野球大会の参加チームですけれども、2チームあって、東郷ファイヤーズと、春木台ウインズの2チームです。熱中症対策については、今後書類を取りにみえる機会にお伝えしたいと思います。
委員	わかりました。
生涯学習課長	2月の定例会で部活動の地域展開にかかる見積をお話ししましたが、用意してまいりましたのでお示しします。人数等は未確定ですので、一端上限で計上し、年度末に実績に合わせて清算を行います。30クラブを想定しています。
委員	単価は1時間あたりですか。
生涯学習課長	そのとおりです。
委員	この外部委託分を先生方が負担しておられたのだなと思います。
教育長	ほかに連絡等ないようですので、日程第6は終了いたします。
教育長	3月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。 《以後、教育部長の取り回しによる、行事報告及び行事予定です。》

午後2時36分終了